# 分科会・委員会の審査概要

予算決算委員会から議案の審査を分担した各分科会と部門別に行われた各委員会の審査の概要は以下のとおりです。

## 総務

### ●救助実施市指定

本市が災害救助法による救助実施市の指定を受けたことに伴い、大規模災害対応の実施主体となることから、平時より県や関係団体と密接に連携するとともに、災害救助に係る人員体制強化に努めてもらいたい。

## 教育市民

### ●城南まちづくりセンター複合施設整備事業

高齢者等が利用しやすい施設となるよう、コミュニティバスの導入等、公共交通の整備を検討してもらいたい。

### ●再犯防止等推進経費

協力雇用主に対する国の助成制度の周知及び活用促進に加え、市独自の支援策を検討する等、協力雇用主の増加及び業種の拡大に向けた取り組みを求めたい。

## 厚生

### ●国民健康保険会計

累積赤字の解消を図るため、国に対して財政支援の拡充を求めるとともに、一般会計からの繰入金増額を検討してもらいたい。

累積赤字を補填するために繰上充用が常態化していることから、早期健全化に向けた取り組みを求めたい。

## 経済

### ●外国人材雇用推進事業の効果的な支援

外国人労働者雇用企業に対し、日本語習得講師の派遣を行うにあたっては、習得度合いを確認する等、効果的な支援につながるよう取り組んでもらいたい。

### ●産業用地整備検討審査会の設置

委員の選任については、審議会等の設置に関する指針を踏まえ、構成比において男女均衡を図るよう努めるものとし、土地利用規制による現状把握や立地に向けた問題解決の検証を行ってもらいたい。

## 都市整備

### ●市電延伸の検討

平成31年第１回定例会予算決算委員会において、調査設計経費に対し附帯決議が付されている本件については、第２回定例会閉会中も委員会を開催し議論していくことを決定した。

### ●街路整備

街路整備を行うにあたっては、地域住民の要望を十分に考慮し、優先順位に基づいて計画的に進めてもらいたい。

# 可決された意見書

市議会では、国会または関係行政庁に意見書を提出することで、議会としての意思を表明します。第２回定例会では、５件の意見書が可決（内３件が全会一致）されました。

| | |
|---|---|
| 発議第３号 | 地方消費者行政に対する国の財政措置を求める意見書について |
| 発議第４号 | 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について |
| 発議第５号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書について |
| 発議第６号 | 「労働者協同組合法案（仮称）」の早期制定を求める意見書について |
| 発議第７号 | 本格的な憲法改正論議を国会に求める意見書について |

### 発議第３号　地方消費者行政に対する国の財政措置を求める意見書について

１　国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を検討すること。
２　地方公共団体が消費者行政を行うために必要な予算措置を行うこと。

### 発議第４号　教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に、小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など、対応に苦慮しています。豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、学校現場においては、長時間労働是正に向けて教職員の働き方改革が進められようとしていますが、中でも教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記の事項について措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

１　計画的な教職員定数改善を推進すること。
２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。

### 発議第５号　地方財政の充実・強化を求める意見書について

１　社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
２　子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に図ること。
３　地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
４　「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている１兆円について、引き続き同規模の財源を維持するとともに、2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保を図ること。
５　地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。

また、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。
６　地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
７　依然として４兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立し、自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。